

## 長岡京市立小中学校普通教室等空調環境提供等事業 募集要項等に関する質問回答

平成19年10月12日までに受け付けた「長岡京市立小中学校普通教室等空調環境提供等事業 募集要項等」(平成19年9月27日公表)に関する質問に対して回答します。なお、回答は現時点での考え方を示したものです。

番号	資料名	ページ	項目	質問	回答
1	募集要項	P17	第2-10-(1)-ア	初期費用相当に係るサービス対価のうち、長岡第九小学校及び長岡第四中学校における空調設備の整備については、平成20年度の一括支払い分として支払うものとする。との文言がありますが支払時期を明示してください。	長岡第九小学校及び長岡第四中学校の初期費用相当額(一括支払い分)については、概ね平成20年12月末までに支払うこととします。この旨について、事業契約書(案)第71条に追記します。
2	様式集	様式303 エネルギー積算表	脚注	市販のプロパンガスはブタンと混合されており、比率で発熱量が異なります。現在の各学校で使用されているプロパンガスはどの種類をお使いですか。または100%プロパンと見なして演算してよろしいですか。	ご指摘のご理解で結構です。
3	様式集	様式303 エネルギー積算表	備考	”最大電力算定時は、「月別負荷率」にかかわらず、当該校における普通教室(特別教室、管理室を除く)の全室が一斉運転するものとして、算定すること”とありますが、これは普通教室以外の少人数、ランチルーム、音楽室や教育相談などの部屋は計算対象外と考えてよろしいですか。また計算対象教室と非対象室が室外機を共有する場合の室外機消費エネルギー量は室内機比率で案分計算してよろしいですか。	前段のご質問については、「ランチルーム、音楽室、美術室、会議室、普通教室より大きい視聴覚室、普通教室より小さい(教育)相談室を除く普通教室サイズ(少人数、多目的、生活科等含む)のものが一斉運転するものとして、算定すること」とご理解ください。後段のご質問については、想定機器の仕様に基づいて算定してください。
4	様式集	様式303 エネルギー積算表	脚注	プロパンガスの単価が記載されていますが、基本料金は発生しないと考えてよろしいですか。	エネルギー料金の計算については、様式303脚注に記載の単価にて計算して下さい。ただし、プロパンガス方式を採用した場合に必要な供給施設の整備費用は事業者の負担となることにご留意下さい。
5	要求水準書	P4	第2-2-(2)-エ	フレキシビリティへの配慮において耐震補強工事等を想定されていますが、具体的に工事内容がわかる資料はありますか。	本事業の施工期間中(平成20年8月頃)に実施する予定の耐震補強工事はありません。これ以降に発生する耐震補強工事の工法等については未定です。
6	要求水準書	P10	第3-2-(3)	いたずら防止と有りますが、故意の児童・生徒のいたずらは想定できない範囲であり、事業者がその処置を瑕疵として負わなければならないのですか。	責任の所在については、最終的には個々の事情を勘案して判断することになりますが、基本的な考え方としては、事業者が、提案書における提案を含め、経験ある請負人として、合理的ないたずら防止対策を行ったにもかかわらず、児童・生徒により、上記請負人が通常要求される注意義務を尽くしても予見できないいたずらが行われた場合には、事業者には責任はないものと考えています。
7	要求水準書	P11	(3)空調設備の性能に関する要件	冷媒配管の露出部分は保温化粧ケース内に収めてもよい。とありますが、材質は指定があるでしょうか。	樹脂製、又は金属製とします。
8	要求水準書	P11	第3-2-(3)	落葉の清掃、剪定は維持管理業務範囲に含まれますか。	通常必要とされる樹木の剪定については市で行いますので、維持管理業務範囲には含みませんが、室外機もしくは室外機の囲いの中の落葉の清掃については、事業者で行ってください。

番号	資料名	ページ	項目	質問	回答
9	要求水準書	P11	第3-2-(3)	キュービクル置場ネットフェンス内は土間上露出配管配線工事としてよろしいですか。	基本的には、ご指摘のご理解で結構ですが、安全性、耐久性等については十分にご留意ください。
10	要求水準書	P12	第3-2-(5)	PCBの処理は、校内指定場所保管と考えてよろしいですか。	PCBの処理は、事業者側で最終処理まで行うこととします。
11	要求水準書	P12	第3-2-(5)	各学校の変圧器毎のデマンド値を教えてください。	「参考資料 対象校別受電容量・契約電力一覧表」をご覧ください。
12	要求水準書	P12-13	(6)熱負荷計算条件	設計用屋内条件 乾球温度 夏季 28.0℃ 冬季 18.0℃ 相対湿度 夏季 50% 冬季 40% と湿度の条件もありますが、熱負荷計算上の室内設計ポイントという解釈で冷・暖房設備のみの計画でよろしいでしょうか。	ご指摘のご理解で結構です。
13	要求水準書	P13	第3-2-(6)	50m2以上の教育相談室は普通教室として人体負荷・外気量を算出してよろしいですか。	ご指摘のご理解で結構です。
14	要求水準書	P13	第3-2-(7)	換気設備の設置に関して、「外気量を有効に給気および排気する性能を有する換気設備を設ける」との文言がありますが、自然給気(ドアグリル、隙間等による)、機械排気と考えてよろしいですか。	換気設備に関しては、ご指摘の自然給気・機械排気に限定するものではなく、ご提案によります。ただし、給気に関しては隙間からのみの給気は認めません。
15	要求水準書	P14	第3-2-(8)	既設設備・建築物の老朽化による施工上の対策費用は契約書12条3項による甲の負担と考えてよろしいですか。	本事業における空気調和設備等の設置に伴う施工上の費用については、原則として、全て事業者の負担と考えています。また、事前調査を十分に行っていただき、市と協議のうえ、追加費用が生じないように設置場所、施工方法等について工夫していただくことが必要です。ただし、事業者において事前調査を行った結果、躯体が想定以上に老朽化しており、施工が著しく困難である等により、工夫の余地がなく、大幅な追加費用の負担が避けられない場合には、事業契約書(案)第12条第3項に基づいて、合理的な範囲で市が追加費用を負担します。
16	要求水準書	P19	第3-6-(6)	選定業者は、市が行うモニタリングに協力するものとし、交付金申請手続きに協力を行うとありますが、交付金申請手続きに協力とは具体的にどのような作業となるのでしょうか。	例えば、長岡第九小学校及び長岡第四中学校に係る空気調和設備等の施工費の内訳書を、国等の求める形式(Excelを想定)で提供していただく等です。
17	要求水準書	P20	第4-1-(2)	提出書類の中に 防災マニュアルが含まれていますが、定型化された書式があればご提示ください。	定型化された書式は特にございせんが、災害発生時の事業者(協力企業等を含む)としての防災対策、連絡体制等の必要な事項を記載していただく必要があります。

番号	資料名	ページ	項目	質問	回答
18	要求水準書	P22	第4-1-(4)	<p>・「室外機別エネルギー消費量」というのは、室外機別に計測する必要があるのでしょうか？それとも、学校単位の累計値から1台当たりの平均値を求めてもよいのでしょうか？</p> <p>・計測すべき「室外機別エネルギー消費量」は、ガスヒートポンプの場合、主燃料であるガスだけでよいと考えますが、いかがでしょうか？</p>	<p>前段のご質問については、性能を検証をする観点から室外機ごとのエネルギー消費量を計測することを目的としておりますが、直接計測することが困難な場合には、提案書において、室外機ごとに合理的にエネルギー消費量を按分する具体的な方法等、室外機の性能を検証する合理的な方法をご提案ください。</p> <p>後段のご質問については、ご指摘のとおり、室外機別に計測していただくエネルギー消費量の対象は、主たる燃料のみとします。ただし、例えば、主たる燃料がガスであっても、電気も消費する場合には、電気についても必ず対象校別の月別エネルギー消費量は計測してください。</p>
19	要求水準書	P22	第4-2-(1)	<p>”管理技術者、設計担当者が著しく不適當であるとみなす”とありますが、その技術要件・資格要件等を提示願います。</p>	<p>不適當とみなす明確な要件、基準等はありませんが、本事業の遂行にあたって、学校や関係者とのトラブル等、業務の円滑な遂行に著しく支障を来すような事象が見られる方については、不適當と市がみなす場合があります。</p>
20	事業契約書(案)	P20	第42条(空気調和設備の瑕疵担保責任)、第43条(工事による瑕疵補修責任)	<p>①全事業期間にわたり、瑕疵担保責任を求められておりますが、この瑕疵とはどのような場合を想定されておられるのか、ご教示願います。能力(性能)の保証あるいは能力に影響を与えるような破損等の修理は事業期間中の維持管理業務の一環として行うはずであり、これ以外のことと考えますが。</p> <p>②また使用者の責めに帰すべき事由は事業者責任ではないとありますが、まずこの使用者責任を証明することが現実的に可能か非常に不安です。証明ができなければ、事業者は第三者等による瑕疵まで、すべて担保責任を負うことにもなるため、「事業者(乙)の責に帰すべき場合は事業者の有責・・・」と変更願います。②項については第43条も同様と考えます。</p>	<p>①について 空気調和設備の瑕疵とは、事業契約書において定義する、設計、施工及び工事管理業務に係る業務水準を満たす性能等の欠落及び未達であって、事業期間中に発見された上記性能等の欠落及び未達を含みます。なお、空気調和設備等の設置後に事業者の責めに帰すべからざる事由に基づき破損等が生じた場合は、瑕疵とは取り扱いません。</p> <p>②について ご要望には応じかねますが、甲又は教職員、児童・生徒、保護者その他の市立小中学校の使用者、及び乙にも帰責性は認められない場合において、帰責性のある第三者が特定できないといった場合には、不可抗力事由(84条)として取り扱うこととなります。</p>
21	無し	無し	無し	<p>空調機の増設に際して、トランス増設の検討を行う必要があり、現状におけるトランスの余裕を知る必要があります。現状における動力トランスのピーク時の運転電流を御教示願います。</p>	<p>「参考資料 対象校別受電容量・契約電力一覧表」をご覧ください。</p>